

『クレーン(5ト未満)運転の業務』 特別教育

労働安全衛生法第59条第3項に『吊り上げ荷重5ト未満』のクレーン（小型移動式クレーンを除く）の運転は特別教育を修了した資格を持っていることが必要であると定められております。

当協会では労働災害防止を図り、仕事を安全に行うため、クレーン等安全規則第21条に基づく知識・技能習得の講習会を下記のとおり開催致しますので受講願います。

1. 日時・場所

回	日 程	会 場
第1回	2019年 4月23日～24日（火～水）	1日目：学科 若松市民会館 2階 第三集会室 2日目：学科+実技 (株)日立金属若松 研修センター(安瀬)
第2回	2019年 7月 4日～ 5日（木～金）	
第3回	2019年 10月 9日～10日（水～木）	
第4回	2020年 1月30日～31日（木～金）	

※ 受講者数15名を超える場合、2日目の学科は若松市民会館で実施し、終了後実技会場へ移動します。

2. カリキュラム

	科 目	時 間	
1 日目	原動機及び電気に関する知識	3 時間	9:00～17:15
	クレーンに関する知識及び取扱い	3 時間	
	関係法令	1 時間	
2 日目	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2 時間	9:00～16:30
	実技（クレーンの合図・運転）	4 時間	

※ 学科のみのコースは有りません。全員、実技受講となります。

受講希望者が極めて少数の場合は、中止若しくは延期する場合がございますのでご了承ください。

3. 受講料・テキスト代（消費税込み）

2019年10月1日以降（消費税10%を含む）

（単位：円）

区 分	受 講 料	テ キ ス ト 代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	8,800	1,700	10,500
一 般	11,000		12,700

4. 申込み方法：

- ① 受講申し込み前に、講習会の空き状況を八幡労働基準協会まで確認した後、所定の受講申込書をご持参または郵送にて八幡労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しはできません。
- ③ 受講票は振込み（ご入金）確認後、受講日の1週間前を目処にFAXで送付します。

5. 連絡先・振込先等

八幡労働基準協会

〒805-0058 北九州市八幡東区前田 1520-16 ミドリ安全北九州(株) 2 階

TEL：093-661-5288 FAX：093-661-5299

受講料振込先：福岡ひびき信用金庫 黒崎支店 普通：12565090 八幡労働基準協会
（振込手数料は貴社でご負担願います）

注）本講習会は、八幡／若松労働基準協会の共催ですが、講習の修了証は「若松」労働基準協会名となります。